事 務 連 絡 令和 2 年 11 月 6 日

各務原市内住宅型有料老人ホーム

- 同 サービス付き高齢者向け住宅
- 同 入居・入所系介護保険サービス施設 管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナ禍における入居・入所者への配慮について(通知)

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については各事業所において御尽力頂いている所とは存じますが、これまでの事例および各種通知を踏まえてまとめた下記の事項について再度周知します。

記

1 入居・入所者の心身の健康と権利を守ることについて

(1) 面会制限の緩和とオンライン面会の実施、および外出制限について

入居・入所系施設においては、これまで感染経路の遮断という観点を重視し、緊急やむを 得ない場合を除き、面会を制限する等の検討していただいていました。(介護保険最新情報 vol.808 に基づく)

しかしながら、長期間に渡り家族等と面会出来ないことによる心身の健康に与える影響を踏まえ、令和2年10月15日付け介護保険最新情報vol.881にて、地域における発生状況を踏まえ、管理者が制限の程度を判断する(=面会を再開する)ことが明記されました。

一方で、引き続きオンライン面会の実施についても考慮するよう記載されています。

また、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされており、**生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではない**旨が明記されました。

詳細につきましては、以下の介護保険最新情報に掲載されていますので、熟読の上、<u>新型コロナウイルス感染症への感染リスクと、入居者の心身の健康維持のバランスを図っていただくようお願いします。</u>

介護保険最新情報 vol.881「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)」

http://www.city.kakamigahara.lg.jp/dbps_data/_material_/_files/000/000/037/419/2020-10-16-b-001_vol881.pdf

過去通知(介護保険最新情報 vol.808) からの変更点

http://www.city.kakamigahara.lg.jp/dbps_data/_material_/_files/000/000/037/419/2020-10-16-b-002_kaisei.pdf

(2) 家族・親族等への積極的な情報発信について

新型コロナウイルス感染症等における感染経路の遮断の観点から、面会制限が長期に渡りおこなわれた結果、ご家族等に入居・入所者の状況がよく分からないといった状況が発生していることも事実です。

ご家族等の不安を解消するためにも、各施設におかれましては(1)の措置と並行して、 入居・入所者の状況についてご家族等へ手紙や電話その他による連絡をおこなう等、積極的 な情報発信をお願いします。

(3) 入居・入所者の意思や心身の事情に基づかない一律的なサービス利用制限について

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の徹底は今後も必要ですが、入居・入所者の 意思や心身の事情によらない医療・介護サービスの一律的な利用制限は、対象となるサービ スが適切な感染防止対策を実施していない場合を除き、入居・入所者の医療・介護サービス 選択の自由を侵す恐れがあります。

厚生労働省からも下記の通り2度に渡り通知されています。熟読の上、適切な対応をお願いします。

介護保険最新情報 vol.872「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」

http://www.city.kakamigahara.lg.jp/dbps_data/_material_/_files/000/000/037/419/2020-09-vol.872.pdf

介護保険最新情報 vol.873「介護保険施設等における入所(居)者の医療・介護サービス等 の利用について」

http://www.city.kakamigahara.lg.jp/dbps_data/_material_/_files/000/000/037/419/2020-09-23_vol.873.pdf

以上

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係(担当:大丸)

電話 058-383-2067 (直通)

FAX 058-383-6365 (市代表)

Mail kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)